

消費税の期限内納付のために、

インボイス発行事業者になった方必見!

# 計画的な納税資金の積立てを!



## 消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、**インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!**

計画的な納税資金の積立てには『**予納ダイレクト**』が便利です!

## 予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

## メリットは?

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避  
定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

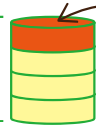
計画的な納付で、安心! 確実!



定期的に均等額を予納すると...



申告納税額



最後の納付が少なくて済んだわ!

差額もダイレクト納付!

詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (左記に該当するものを除く) など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税売上高	各月売上高	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000万円	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和5年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、約**1.7万円**になります。

## インボイス発行事業者の方!

# 『2割特例』ご存じですか?

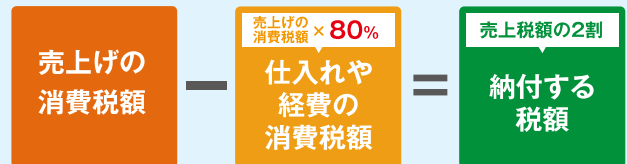
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)へ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



### ●計算イメージ



### ●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500万円	50万円	10万円	0.9万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター  
**TEL0120-205-553**  
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する  
各省庁等の相談窓口一覧



## 便利な納付方法はこちら!

# 納税はキャッシュレス納付

✓ PCやスマホで簡単手続き!



✓ 自宅やオフィスから納付可能!



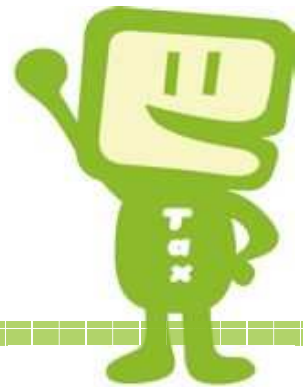
✓ 現金の準備が不要!



### 選べるキャッシュレス納付手段

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- 振替納税(口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付

詳しくは、  
国税庁  
ホームページへ



## 納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、  
国税庁ホームページへ

